

令和6年6月1日から 入院医療費の計算方法が変わります

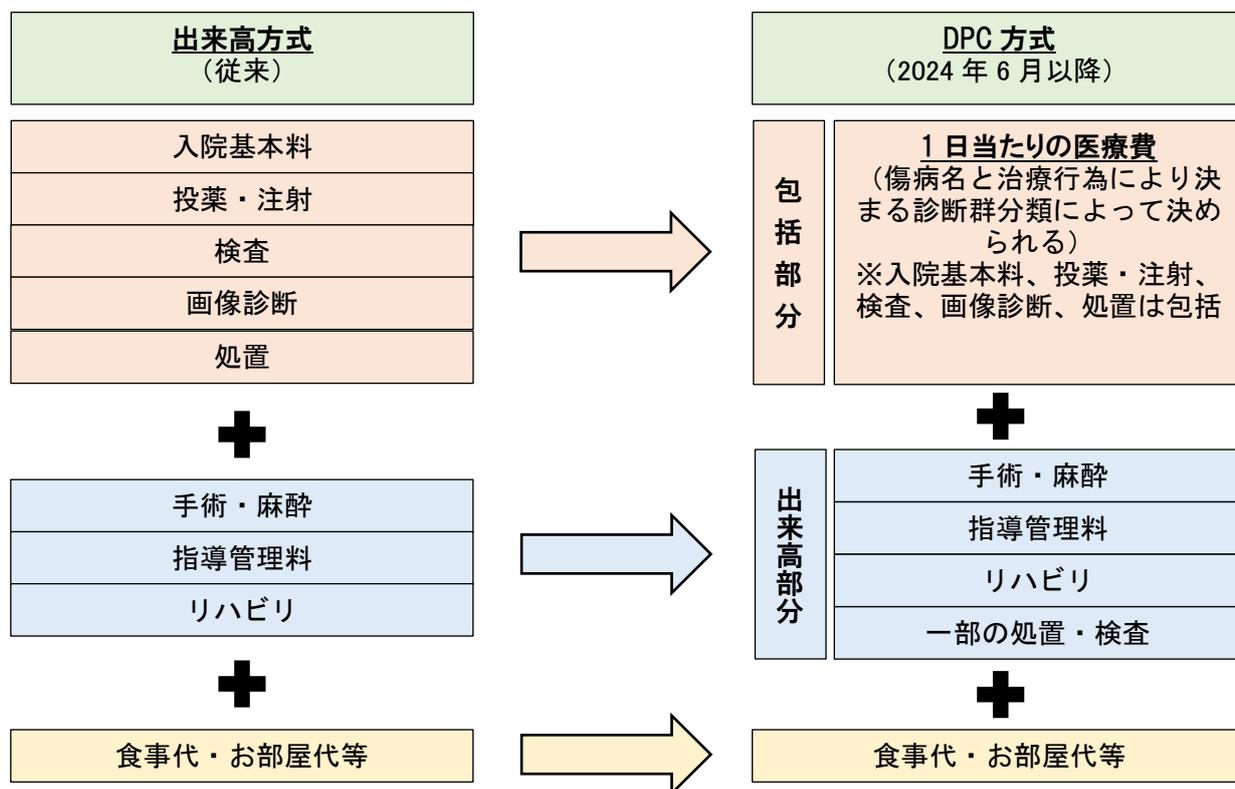
DPC 対象病院へ移行します

当院は、厚生労働省が急性期病院を対象に推進する DPC 制度を導入し、「DPC 対象病院」になります。このため、令和6年6月1日以降に西3病棟に入院された方の医療費は DPC 制度に基づいた計算方法に変わります。

新しい入院費の計算方法について

DPC 制度による計算方法は、病名ごとに決められた1日あたりの定額からなる包括部分と、出来高部分を組み合わせて計算する方法です。

全国の DPC 病院との診療内容の比較が可能となり、当院も急性期病院として、「医療の標準化と質の向上」を目的として導入しました。



- ◆患者さまの負担割合や高額療養費の取り扱いは、今までと変わりありません。
- ◆地域包括ケア病棟（東3階病棟）、回復期リハビリテーション病棟（東4階病棟）、療養病棟（西4階病棟）については従来通りです。
- ◆食事代や室料など実費支払い分については従来通りです。
- ◆外来医療費については従来通り出来高算定です。

ご不明な点やご質問等ございましたら1階受付窓口へお問い合わせください。